

2020年3月2日  
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平  
担当ワーキンググループ主査 林 希一郎

環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ  
② 対象事業、情報公開に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2020年1月27日（月）13:59～16:48
- ・ 場所：JICA 本部（1階111会議室）
- ・ ワーキンググループ委員：作本委員、柴田委員、島委員、田辺委員、寺原委員、錦澤委員、林委員、村山委員、山岡委員
- ・ 議題：環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ②対象事業、情報公開についての助言案作成
- ・ 配付資料：
  - 1) 【事前配布資料1】GL 包括的検討②対象事業、情報公開\_論点 2.1, 2.2
  - 2) 【事前配布資料2】GL 包括的検討②対象事業、情報公開\_論点 2.3, 2.4
  - 3) 回答表

全体会合（第111回委員会）

- ・ 日時：2020年3月2日（月）14:00～16:11
- ・ 場所：JICA 本部（1階111+112連結会議室）

上記の会合にて助言を確定した。

**【論点 2.1「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）及び Green Climate Fund からの受託事業を含めることの要否】**

1. 中小企業・SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業については、現状通り、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針であることを周知するとともに、提案企業が適切な環境社会配慮が行えるような説明と財務上の支援などが必要である。
2. Green Climate Fund（以下、GCF）、及び GCF 以外の受託事業についても適切な環境社会配慮が行われるよう留意すること。
3. 次の JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）改定までの今後 10 年の将来を見据えて、新 JICA GL 施行後に新しいスキームが創設された場合の JICA GL の適否あるいは適用の方法に関する基本的考え方を整理すること。その考え方として、個別の新スキームの性質の特徴から JICA GL の適否を都度検討する考え方、または原則すべてのスキーム・事業を JICA GL 適用と位置づけた上で、負の環境社会面の影響が小さいスキーム・事業を適用除外とする考え方が出された。なお、スキームごとの JICA GL の適否については、なんらかの形で公表されることが望ましいとの意見があった。

**【論点 2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否】**

4. コモンアプローチの在り方については、引き続き他の機関の動向を注視すること。
5. 協調融資などを行う際には、異なる機関の手続きが借入人の負担増とならないよう留意し、JICA GL 遵守を確保しつつ、部分的に共通化できるところから取り組んでいくことが適当。例えば、プロセス面においては、備上するコンサルタントの共通化やレンダー間ミーティングの早期実施等を導入することにより、手続きの重複を可能な限りなくすことが考えられる。
6. カテゴリ A 案件において協調融資を行う場合に、各機関の間で環境社会配慮の内容やプロセスについて異なる点が想定されるが、JICA GL にて求める要件は原則として満たすことが求められる。但し、この点について JICA から、JICA GL にて要件を省略する場合には、該当する点を助言委員会に事前に説明するとの表明がなされた。

**【論点 2.3「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA 報告書の公開期間／EIA 報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ】**

7. カテゴリ A 案件における環境レビュー前の EIA 報告書の公開プロセスが迅速化や協調融資において課題になる旨 JICA から表明されたが、相手国政府・他援助機関の制度、迅速化の必要性、ステークホルダーへの周知と関与を踏まえ検討する必要がある。
8. 公開する EIA 報告書は、他援助機関における取り扱いや公開される情報の質、十分な情報提供期間の確保といった観点を踏まえ、承認担当省庁提出版（ドラフト）を許容する意見があった一方で、承認版を原則とし提出版（ドラフト）は条件を付したうえで限定的な扱いとすべきとの意見があった。また、EIA 報告書の許認可は相手国の判断によることから、JICA の意思決定とは区別すべきとの意見があった。
9. 公開期間の柔軟化については、特に協調融資の場合、他援助機関のルールとの齟齬により、迅速な案件形成の障害となるのであれば、柔軟に対応すべきとの意見がある一方で、ADB や世界銀行がカテゴリ A 案件の公開期間を 120 日で運用していることから、現状を保つべきとの意見もあった。

**【論点 2.4「モニタリング結果の公開】**

10. モニタリング結果の公開については、1) 公開を要件とするべきという意見、2) 原則的には公開とし、公開に合意しない実施機関については合理的な理由を明確に示すことを求める等の対応をすべきという意見、3) 相手国に公開を強要すべきではなく、前向きに促進できるような方策を JICA が引き続き行うべきという意見があった。また、公開に合意しない場合でも、少なくとも JICA がモニタリング報告書を受領した時期や種類等を記録として公開すべきとの意見があった。

以 上